

## 佐賀県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年3月28日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

### 1 合意した者

- (1) 昭和自動車株式会社
- (2) 佐賀県公安委員会
- (3) 唐津市長
- (4) 九州運輸局佐賀運輸支局長

### 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所	所在地
竹有（南向き）	唐津市北波多竹有2800番1地先
北波多中学校前（北向き、南向き）	唐津市北波多徳須恵411番1地先
北波多（北向き、南向き）	唐津市北波多徳須恵1158番4地先
徳須恵（北向き、南向き）	唐津市北波多徳須恵1047地先
行合野（北向き、南向き）	唐津市北波多行合野255番1地先
志気橋（北向き、南向き）	唐津市北波多志気2127番1地先
山本駅（南向き）	唐津市山本458番2地先
矢代町（東向き）	唐津市北波多岸山498番3地先
岸山（東向き、西向き）	唐津市北波多岸山685番2地先
芳谷（東向き）	唐津市北波多岸山74番9地先
竹木場（東向き、西向き）	唐津市竹木場5578番5地先
椎木茶屋（北向き）	唐津市竹木場5285番8地先
川原（東向き）	唐津市竹木場5301番6地先
八谷橋（西向き）	唐津市竹木場4900番23地先
平木場（東向き）	唐津市神田3327番24地先
平木場ダム（東向き）	唐津市神田3289番1地先
窯元前（北向き）	唐津市神田3269番11地先

お茶の水（西向き）	唐津市神田2320番1地先
神田（東向き、西向き）	唐津市神田1176番20地先
見借分道（北向き、南向き）	唐津市神田2203番2地先
唐津駅（北側）	唐津市新興町2935番1地先
長松校前（北向き）	唐津市神田2131番1地先
熊の原（南向き）	唐津市熊原町3108番1地先
坊主町（北向き、南向き）	唐津市坊主町518番7地先
旭ヶ丘一区（北向き）	唐津市町田一丁目16番2339の1地先

### 3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)に掲げる運行事業者が(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用に供するものとする。

#### (1) 運行事業者

昭和自動車株式会社

#### (2) 事業形態

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

#### (3) 事業

オンデマンドタクシー「チョイソコからつ」

### 4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3の運行時間内に限るものとする。